

# 食材調達等コーディネート業務委託 公募型プロポーザル実施要項

## ■募集期間

公募開始の日から令和3年5月24日（月）

## ■受付期間

午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝祭日は除く）

※午後5時以降は受付に応じられません。ご注意ください。

## ■受付先及び問い合わせ先

豊見城市教育委員会 教育部 学校教育課

学校給食センター（担当：金城）

〒901-0232 沖縄県豊見城市字伊良波 249 番地 1

電話：098-850-4585 FAX：098-856-4340

電子メールアドレス [kyushoku@city.tomigusuku.lg.jp](mailto:kyushoku@city.tomigusuku.lg.jp)

豊見城市教育委員会

この要領は、食材調達等コーディネート業務委託（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、豊見城市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

## 1. 目的

本プロポーザルは、市教育委員会が受託者に委託する本事業について、事業実施の能力等の審査を公募型プロポーザル方式により行い、最も本事業の遂行に的確と判断される事業者を選定するために行う。

## 2. 事業者の選定方法

市教育委員会が、事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

## 3. 委託業務の概要

- (1) 業務名  
食材調達等コーディネート業務委託
- (2) 業務内容  
別添「食材調達等コーディネート業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間  
契約締結日から令和4年3月31日（水）まで

## 4. 見積限度額

6,600千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※この金額は上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない。

※プロポーザル選定結果に基づき、市教育委員会は選定事業者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、予算額を上限として契約を締結するものとする。

## 5. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 沖縄県内に、本社又は支社を有する事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者

であること。

- (4) 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であつて、委託事業を確実に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその団体の構成員等警察当局から排除要請を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 食材産地、及び入手経路（トレイス）の提出を求めた際、全ての資料の提出を行える企業・団体であること。
- (8) 衛生基準を遵守している企業であること。

## 6. 選定スケジュール

- ・令和3年5月 7日（金）～5月24日（月）・・・公募開始（ホームページ掲載）
- ・令和3年5月14日（金）・・・・・・・・・・・・・・・・・質疑受付期間
- ・令和3年5月18日（火）・・・・・・・・・・・・・・・・・質疑回答（ホームページ掲載）
- ・令和3年5月24日（月）・・・・・・・・・・・・・・・・・企画提案書提出期限
- ・令和3年5月28日（金）※予定・・・・・・・・・・・・・・・・・プレゼン審査
- ・令和3年6月 4日（金）※予定・・・・・・・・・・・・・・・・・選考結果通知

## 7. 質問の受付等

本事業に関する質問は、次のとおり受け付ける。但し、提出期限以降に提出された質問及び規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

### (1) 質問の提出方法

- ・質問事項を質問書（様式2）に記入のうえ、下記期限内に電子メール又はFAXにより提出すること。

質問受付期限：令和3年5月14日（金） ※12時まで

### (2) 提出先

豊見城市教育委員会 教育部 学校教育課 学校給食センター  
（沖縄県豊見城市字伊良波 249 番地 1）

電子メールアドレス：[kyushoku@city.tomigusuku.lg.jp](mailto:kyushoku@city.tomigusuku.lg.jp)

F a x：098-856-4340

### (3) 質問に対する回答

- ・市教育委員会が全ての質問について質問者を無記名にして取りまとめ、市ホームページに掲載する。

## 8. 企画提案書等の提出

企画提案書は下記に示した書類で構成し、順番に並べてホッチキス留め等して提出すること。

### (1) 提出書類

No.	名称	参考様式	提出部数
1	企画提案参加申込書	様式1	原本1部、写し6部
2	企画提案書	任意様式	
3	事業者概要	様式3	
4	業務実績書（会社等）	様式4	
5	業務実績書（担当者）	様式5	
6	業務実施計画書	様式6	
7	団体の登記事項証明書（社会教育団体を除く。発行から3ヶ月以内）	—	
8	直近の財務書類	—	
9	国及び地方税納税証明書（直近年度分）	—	
10	見積書	様式7	

### (2) 記載に係る留意事項

- ①企画提案参加申込書（様式1）・・・本業務の主となる担当者と本案件について確実に連絡が取れる者を記入する。
- ②企画提案書・・・任意様式とするが、**A4用紙**に片面印刷で**4枚以内**に簡潔にまとめること。
- ③事業者概要（様式3）・・・**1枚**にまとめること。
- ④業務実績書（様式4, 5）・・・過去5年以内の同種業務またはそれに類似する業務の実績（最大3件）について**1枚**にまとめること。  
 ⇒同種業務：学校給食の食材調達に係る業務  
 ⇒類似業務：大量調理施設・商業施設等の食材調達等に係る業務・生産農家等との直接取引等に係る業務・その他本業務に経験を生かすことができる業務
- ⑤業務実施計画書（様式6）・・・片面印刷で**2枚以内**に簡潔にまとめること。

⑥見積書(様式7)・・・本業務を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

※費目例：人件費、旅費、印刷製本費、使用料、一般管理費、消費税

(3) 提出先及び提出方法

①提出先：豊見城市教育委員会 教育部 学校教育課 学校給食センター  
(豊見城市字伊良波 249 番地 1)

②提出方法：郵送 又は 給食センターへ持参

※提出期限内必着。提出期限以降に届いた提案書は一切受け付けない。

## 9. プレゼンテーション・ヒアリング審査

(1) 実施日時

実施日時については、参加表明を締め切った後、個別に書面で通知する。

(2) 時間配分

各参加者概ね 40 分程度 (プレゼンテーション 15 分、ヒアリング 25 分)

(3) 実施方法

ア 当日は、提出した企画提案書のみでプレゼンテーションを行うこと。パソコンの持込・プロジェクターの使用等は認めない。

イ 説明者は 3 人以内とし、本業務を担当する者を必ず含めること。

## 10. 企画提案書の審査

(1) 審査方法

審査員がプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。なお、配点は「別紙①審査基準表」のとおりとする。

(2) 審査結果

審査結果は参加者全員に対して後日書面で通知する。

## 11. 契約の締結

市教育委員会は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と本事業の契約締結協議を行い、協議が整った場合には、豊見城市契約規則等に従い、契約を締結する。

## 12. 辞退

企画提案書の提出後に参加を辞退する場合、事前に担当者に電話連絡の上、参加辞退届(様式8)を提出すること。なお辞退したことをもって、市教育委員会はいかなる不利益な取扱いをしない。

### 1 3. その他留意事項

- (1) 一の参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出書類の作成及びプレゼンテーションへの出席等に要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等全ての書類については返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等の修正・変更・差替等は一切認めない。
- (5) 市教育委員会は、提出された企画提案書等について、参加資格の確認以外に使用しない。
- (6) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された書類等の取扱いは、豊見城市情報公開条例に定める非公開情報を除き公開の対象となる。
- (8) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものである。業務を実施するにあたっては、市教育委員会と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施するものではない。
- (9) 企画提案書提出事業者が1者のみとなった場合でも、本プロポーザルでの選定は実施する。